平成２１年（フ）第６２６号
栃木県鹿沼市緑町２丁目５番20号
債務者　中沼　泰子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３０号
栃木県矢板市片岡2534番地
債務者　江連　　弘
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６０６号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地６街区２号棟103号室
債務者　佐々木福治
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０７号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目１番地６　フォレストハイツ一の沢321号、前住所栃木県宇都宮市中戸祭町768番地１　クリーンハイツ中妻103
債務者　滝口　　泉
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３９号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目44番20号　サニーM203号
債務者　下釜　義孝
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４０号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目44番20号　サニーM203号
債務者　下釜　清佳
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２２８７号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目１番地の８　ベストライフ湘南台810
債務者　小杉　照男
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４７３号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目27番３号
債務者　宮崎　友伸
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４７４号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目27番３号
債務者　宮崎ひろみ
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６７３号
横浜市金沢区富岡東６丁目30番Ｃ―305号
債務者　小田　順子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４７号
岡山市北区牟佐225番地１
債務者　後藤　義廣
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９６号
東京都国立市東４丁目21番地の24フォーラム国立202
債務者　東川　　亨
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６５６号
栃木県宇都宮市越戸３丁目10番10号　ナイスグランソレイユ越戸101号室
債務者　堀江　英樹
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６８号
栃木県宇都宮市中今泉５丁目28番７号　中今泉ヴィラージュマンション303、前住所神奈川県伊勢原市上粕屋388番地の11
債務者　工藤　知枝
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３８号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4836番地、前住所東京都墨田区堤通１丁目６番５―902号　グレイス堤通公園
債務者　栗田奈緒子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４０号
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2985番地２
債務者　川野　俊和
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分

熊本地方裁判所阿蘇支部